**資料３**

**会議の公開・非公開について（案）**

|  |
| --- |
| **□大阪府「会議の公開に関する指針」（抜粋）**３　会議の公開の基準　　審議会の会議は、原則として公開するものとする。　　ただし、審議会の会議が次のいずれかに該当する場合は、当該会議を公開しないことができる。（１）会議において大阪府情報公開条例第８条又は第９条の規定に該当する情報に関し審議する場合（２）会議を公開することにより、公正・円滑な審議が著しく阻害され、会議の目的が達成できないと認められる場合４　公開・非公開の決定審議会の会議の公開・非公開の決定は、審議会の会長が当該会議に諮って行うものとする。**□「大阪府情報公開条例」（抜粋）**（会議の公開）第三十三条　実施機関は、府民の府政への参加をより一層推進し、府政の公正な運営を確保するため、府民、学識経験のある者等で構成され、府の事務について審査、審議、調査等を行う審議会等の会議の公開に努めなければならない。 |

|  |
| --- |
| 大阪府立図書館指定管理者評価委員会の会議は、原則、公開で行う。 |